

参 考 資 料

令和元年 5 月

市 議 会 臨 時 会

目 次

内 容		頁
報 告 第 3 号 関 係	専決処分の報告（寝屋川市税条例の一部改正）	1
議案第 28 号関係	寝屋川市介護保険条例の一部改正	21
議案第 31 号関係	有功者の選定（廣 岡 芳 樹）	25
議案第 32 号関係	有功者の選定（松 本 順 一）	25
議案第 33 号関係	有功者の選定（池 真 一）	25

寝屋川市税条例の一部改正

(平成 31 年 3 月 29 日専決)

1. 改正理由

『地方税法』等の改正により、ふるさと納税制度の見直し〔市町村等に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除における指定制度の導入〕が行われたことに伴う規定の整備等を行うため、本条例の一部を改正する。

2. 主な改正内容

(1) 個人市民税の寄附金税額控除

(第 24 条の 2、附則第 11 条の 3、附則第 12 条、附則第 12 条の 2 関係)

ふるさと納税制度の見直しが行われたことに伴う規定の整備を行う。

※ ふるさと納税制度の見直し

個人住民税の寄附金税額控除の控除対象となる寄附金について、「寄附金の募集を適正に実施すること」など所定の基準に適合する市町村等として総務大臣が指定する市町村等に対する寄附金とすることとされた。

(2) 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除 (附則第 11 条の 2 の 2 関係)

個人住民税の住宅ローン控除〔住宅借入金等特別税額控除〕についての措置が行われたことに伴う規定の整備を行う。

※ 個人住民税の住宅ローン控除についての措置

○ 住宅借入金等特別税額控除の適用期間を延長することなどとされた。

○ 住宅借入金等特別税額控除の適用要件を定める規定を削ることとされた。

(3) 固定資産税の減額に係る申告 (附則第 15 条関係)

河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に取得する建替家屋について固定資産税の減額に係る規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定める。

(4) その他、『地方税法』等の改正に伴い、固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税に関する規定の整備を行う。

(5) 附則

ア 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日。ただし、(1)は、平成 31 年(令和元年) 6 月 1 日

イ 経過措置

『地方税法』等の改正に係る経過措置の例に従い、改正後の規定についての経過措置を定める。

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

(専決処分の報告 地方自治法第 179 条第 3 項)

寝屋川市税条例

No. 1

改正案	現行
(寄附金税額控除) 第 24 条の 2 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次の各号に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 22 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(10) (略) 2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 11 項（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 附 則 第 11 条の 2 の 2 平成 22 年度から平成 45 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 33 年までの各年である場合に限り	(寄附金税額控除) 第 24 条の 2 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次の各号に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 22 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(10) (略) 2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 2 項（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 附 則 第 11 条の 2 の 2 平成 22 年度から平成 43 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 33 年までの各年である場合に限り

2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第 29 条第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 30 条第 1 項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

2 前項の規定の適用がある場合における第25条及び第26条第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」と

3 第1項の規定の適用がある場合における第25条及び第26条第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」と

改正案	現行
あるのは「前2条並びに附則第11条の2の2第1項」と、第26条第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第11条の2の2第1項」とする。 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第11条の3 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第38条の2第1項、附則第39条第1項、附則第40条第1項、附則第43条第1項、附則第44条第1項、附則第44条の2第1項又は附則第49条第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等) 第12条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第24条の2第1項及び第2項の規定により 控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第29条第4項の規定による申告書の提出(第30条の規定により当該申告書	あるのは「前2条並びに附則第11条の2の2第1項」と、第26条第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第11条の2の2第1項」とする。 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第11条の3 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第38条の2第1項、附則第39条第1項、附則第40条第1項、附則第43条第1項、附則第44条第1項、附則第44条の2第1項又は附則第49条第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等) 第12条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第24条の2第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第29条第4項の規定による申告書の提出(第30条の規定により当該申告書

改正案	現行
が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。 3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があった	が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長 に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があった

改正案	現行
ときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならぬ。 4 (略) 第12条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>特別控除対象寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、<u>法附則第7条の2第4項</u>に規定するところにより控除すべき額を、第24条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第14条（略） 2～4（略） 5 <u>法附則第15条第19項</u>に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。 6 <u>法附則第15条第29項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 7 <u>法附則第15条第30項第1号</u>に規定する条例で定める割合	ときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならぬ。 4 (略) 第12条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>地方団体</u>に対する<u>寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）においては、<u>法附則第7条の2第4項</u>に規定するところにより控除すべき額を、第24条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第14条（略） 2～4（略） 5 <u>法附則第15条第18項</u>に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。 6 <u>法附則第15条第28項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 7 <u>法附則第15条第29項第1号</u>に規定する条例で定める割合

改 正 案	現 行
は、3分の2とする。	は、3分の2とする。
8 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	8 法附則第15条第29項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
9 法附則第15条第30項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	9 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
10 法附則第15条第31項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	10 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
11 法附則第15条第31項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	11 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
12 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	12 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
13 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	13 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
14 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
15 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
16 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
17 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
18 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

改 正 案	現 行
19 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	19 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
20 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	20 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
21 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	21 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
22 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	22 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
23 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。	23 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。
24 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	24 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
25 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	25 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
26 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。	26 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、零とする。
27 (略)	27 (略)
(新築住宅等に対する固定資産税又は都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第15条 (略) 2～5 (略)	(新築住宅等に対する固定資産税又は都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第15条 (略) 2～5 (略)
6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1	適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1

改 正 案	現 行
月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。</u> (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u> (3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> 7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(6)（略） 8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u>	6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>施行令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(6)（略） 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u>

改 正 案	現 行
(1)～(3) (略) (4) 施行令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略)	(1)～(3) (略) (4) 施行令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略)
9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) (略)	8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第29項に規定する補助金等 (6) (略)
10 (略) 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修	9 (略) 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修

改正案	現行
工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) (略)	工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第29項に規定する補助金等 (6) (略)
<u>12</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略)	<u>11</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略)
<u>13</u> (略) (読替規定) 第32条 (略) 2 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、	<u>12</u> (略) (読替規定) 第32条 (略) 2 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、

改正案	現行						
第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第133条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 (軽自動車税の税率の特例) 第37条の2 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分 の軽自動車税に係る第95条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>第2号ア</td><td>3,900円～5,000円</td><td>(略)</td></tr></table>	第2号ア	3,900円～5,000円	(略)	第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第133条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 (軽自動車税の税率の特例) 第37条の2 法附則第30条第1項 に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が始めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第95条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>第2号ア</td><td>3,900円～5,000円</td><td>(略)</td></tr></table> 2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車が始めて平成28年4月1日から平成29年3月31日まで間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中	第2号ア	3,900円～5,000円	(略)
第2号ア	3,900円～5,000円	(略)					
第2号ア	3,900円～5,000円	(略)					

改正案	現行																
	表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																
	<table><tr><td rowspan="5">第2号ア</td><td></td><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td></td><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr><tr><td></td><td>10,800円</td><td>2,700円</td></tr><tr><td></td><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td></td><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr></table>	第2号ア		3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円
第2号ア			3,900円	1,000円													
			6,900円	1,800円													
			10,800円	2,700円													
			3,800円	1,000円													
		5,000円	1,300円														
	3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																
	<table><tr><td rowspan="5">第2号ア</td><td></td><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr><tr><td></td><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr><tr><td></td><td>10,800円</td><td>5,400円</td></tr><tr><td></td><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr><tr><td></td><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr></table>	第2号ア		3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		10,800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円
第2号ア			3,900円	2,000円													
			6,900円	3,500円													
			10,800円	5,400円													
			3,800円	1,900円													
		5,000円	2,500円														
	4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上																

改正案	現行																														
の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>第2号ア</td><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td></td><td>6,900円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td></td><td>10,800円</td><td>8,100円</td></tr><tr><td></td><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr><tr><td></td><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr></table>	第2号ア	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		10,800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円	の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>第2号ア</td><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td></td><td>6,900円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td></td><td>10,800円</td><td>8,100円</td></tr><tr><td></td><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr><tr><td></td><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr></table>	第2号ア	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		10,800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円
第2号ア	3,900円	3,000円																													
	6,900円	5,200円																													
	10,800円	8,100円																													
	3,800円	2,900円																													
	5,000円	3,800円																													
第2号ア	3,900円	3,000円																													
	6,900円	5,200円																													
	10,800円	8,100円																													
	3,800円	2,900円																													
	5,000円	3,800円																													
2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>第2号ア</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td></td><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr></table>	第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円	5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																								
第2号ア	3,900円	1,000円																													
	6,900円	1,800円																													

改 正 案			現 行											
3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第 95 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td rowspan="5">第 2 号ア</td><td>3, 900 円</td><td>2, 000 円</td></tr><tr><td>6, 900 円</td><td>3, 500 円</td></tr><tr><td>10, 800 円</td><td>5, 400 円</td></tr><tr><td>3, 800 円</td><td>1, 900 円</td></tr><tr><td>5, 000 円</td><td>2, 500 円</td></tr></table>			第 2 号ア	3, 900 円	2, 000 円	6, 900 円	3, 500 円	10, 800 円	5, 400 円	3, 800 円	1, 900 円	5, 000 円	2, 500 円	6 法附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車 に対する第 95 条 の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
第 2 号ア	3, 900 円	2, 000 円												
	6, 900 円	3, 500 円												
	10, 800 円	5, 400 円												
	3, 800 円	1, 900 円												
	5, 000 円	2, 500 円												
4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する			7 法附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する											

改正案	現行											
る第95条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td rowspan="5">第2号ア</td><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>6,900円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>10,800円</td><td>8,100円</td></tr><tr><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr><tr><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr></table>	第2号ア	3,900円	3,000円	6,900円	5,200円	10,800円	8,100円	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円	る第95条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
第2号ア		3,900円	3,000円									
		6,900円	5,200円									
		10,800円	8,100円									
		3,800円	2,900円									
	5,000円	3,800円										
(軽自動車税の賦課徴収の特例) 第38条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2～4（略）	(軽自動車税の賦課徴収の特例) 第38条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2～4（略）											

改 正 案		現 行			
附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第24条の2の改正規定並びに附則第11条の3、第12条及び第12条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。 (市民税に関する経過措置) 第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の寝屋川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 2 新条例第24条の2並びに附則第11条の3及び第12条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 3 新条例第24条の2第1項及び附則第12条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>第24条の2 第1項</td><td>特例控除対象 寄附金</td><td>特例控除対象寄附金又は同 条第1項第1号に掲げる寄 附金（平成31年6月1日前</td></tr></table>			第24条の2 第1項	特例控除対象 寄附金	特例控除対象寄附金又は同 条第1項第1号に掲げる寄 附金（平成31年6月1日前
第24条の2 第1項	特例控除対象 寄附金	特例控除対象寄附金又は同 条第1項第1号に掲げる寄 附金（平成31年6月1日前			

改 正 案			現 行
附則第 12 条 の 2	特例控除対象 寄附金	に支出したものに限る。) 特例控除対象寄附金又は法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金 (平成 31 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。)	
	送付	送付又は寝屋川市税条例の一部を改正する条例 (平成 31 年寝屋川市条例第 14 号) 附則第 2 条第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の寝屋川市税条例附則第 12 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付	
4 新条例附則第 12 条第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律 (平成 31 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。) 第 1 条の規定による改正後の地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前			

改 正 案	現 行
に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。 (固定資産税及び都市計画税に関する経過措置) 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成30年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。 2 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第32条第2項の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは「、第48項若しくは第49項」とする。 (軽自動車税に関する経過措置) 第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。	

寝屋川市介護保険条例の一部改正

1 改正理由

『介護保険法施行令』の改正により、所得の低い第1号被保険者の保険料の軽減強化が行われたことに伴い、当該保険料の減額賦課に係る保険料率を定めるため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 保険料率（第5条関係）

所得の低い第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る保険料率を定める。

（【参考】参照）

(2) 附則

ア 施行期日等

公布の日から施行し、改正後の規定は平成31年4月1日から適用する。

イ 経過措置

改正後の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

【参考】

第1号被保険者の保険料率

第1号被保険者の区分		改正案	現行
所得段階	第1号被保険者の区分	保険料率(年額)	保険料率(年額)
第1段階	1 老齢福祉年金受給権者であり、市民税世帯非課税者 2 生活保護の被保護者 3 市民税世帯非課税者であって、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下であり、1・2に該当しない者	37,260円 ※ 平成30年度 33,530円 平成31年度・令和2年度 <u>27,940円</u>	37,260円 ※ 平成30年度～平成32年度 33,530円
第2段階	市民税世帯非課税者であって、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が120万円以下であり、第1段階に該当しない者	48,430円 ※ 平成31年度・令和2年度 <u>39,120円</u>	48,430円
第3段階	市民税世帯非課税者であり、第1段階及び第2段階に該当しない者	55,890円 ※ 平成31年度・令和2年度 <u>54,020円</u>	55,890円
第4段階 、 第14段階	(略)		

寝屋川市介護保険条例

No. 1

改 正 案	現 行
(保険料率) 第 5 条 (略) 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 30 年度 <u> </u>に おける保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,530 円とする。 3 第 1 項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,940 円とする。 4 第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、39,120 円とする。 5 第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、54,020 円とする。	(保険料率) 第 5 条 (略) 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,530 円とする。
附 則 (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の寝屋川市介護保険条例 (以下「新条例」という。)の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。 (経過措置) 2 新条例第 5 条第 3 項から第 5 項までの規定は、平成 31 年	

改 正 案	現 行
度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。	

(議案第 31 号～議案第 33 号関係)

有 功 者 の 選 定

寝屋川市有功者選定諮問委員会の答申 別紙

〔根拠法令〕

寝屋川市有功者表彰条例第2条

別紙



寝有選第3号

平成31年4月24日

寝屋川市長 北川 法夫 様

寝屋川市有功者選定諮問委員会

委員長 中谷 廣一

寝屋川市有功者の推薦について（答申）

平成31年4月24日付け、経市第147号において諮問のありました標記の件について、下記の者が寝屋川市有功者として推薦されるにふさわしい者であると認められるので、ここに答申いたします。

記

	(氏 名)	(該当基準)
1	ひろおか 廣岡 よしき 芳樹	規則第2条第1項第4号該当
2	まつもと 松本 じゅんいち 順一	規則第2条第1項第4号該当
3	いけ 池 しんいち 真一	規則第2条第1項第4号該当